中小企業の設備投資に関する税制上の支援措置に関わる「生産性向上要件証明書」に関するＱ＆Ａ

更新日：2023年4月26日

※　制度①：「先端設備等導入計画」認定に基づく固定資産時の特例（地方税）に関する項目　（2023年3月31日で終了）

制度②：「経営力向上計画」認定に基づく法人税または所得税等の税制措置（国税）に関する項目（2025年3月31日まで延長）

区分１	区分２ ※	Ｑ	Ａ
対象製品	制度① 制度②	「建物附属設備」の中で便器や温水洗浄便座、キッチン、洗面、浴室関連では対象製品はどこを見れば分かりますか？	**【大便器、小便器、温水洗浄便座について】** TOTOの対象製品は、COM-ETに掲載しています。 https://www.com-et.com/jp/page/announce/chusho/ また、日本レストルーム工業会のＨＰにも各社毎に掲載しています。 ⇒日本レストルーム工業会の証明書専用ページ https://www.sanitary-net.com/news/news1812 **【キッチン、洗面化粧台、浴室について】** TOTOの対象製品は、COM-ETに掲載しています。 https://www.com-et.com/jp/page/announce/chusho/
対象製品	制度① 制度②	建物附属設備として、ＴＯＴＯ製品では「日本レストルーム工業会のＨＰ」や「TOTO COM-ET」に記載の対象製品リスト以外には対象とならないのですか？	対象となりません。
証明書	制度① 制度②	建物附属設備の「仕様等証明書」はどこで発行してもらえますか？	製品によって証明書の証明団体（工業会）が異なり、依頼方法に違いがあります。 **【大便器、小便器、温水洗浄便座について】** 日本レストルーム工業会で受付けます。 専用の発行依頼書を準備していますので、日本レストルーム工業会のＨＰをご覧ください。 ⇒日本レストルーム工業会の証明書専用ページ https://www.sanitary-net.com/news/news1812 **【キッチン、洗面化粧台、浴室について】** TOTO製品は、TOTOで受付けます。　ご依頼方法はCOM-ETに掲載していますのでご覧ください。 https://www.com-et.com/jp/page/announce/chusho/
証明書	制度① 制度②	建物附属設備の「仕様等証明書」の発行には、どれくらいの期間を要しますか？	所定の発行依頼書にてご依頼を受付け、書類等に不備がなければ、３週間程度を目処に発行される見込みです。
証明書	制度① 制度②	「生産性向上要件証明書」の発行を急いでもらたい場合はどうすればよいですか？	原則として、ご依頼受付後３週間程度をいただいていますが、どうしても急ぐ場合は、次のメールアドレスまでご用件や希望期限などをお知らせください。 **【大便器、小便器、温水洗浄便座について】** ・一般社団法人 日本レストルーム工業会 証明書発行窓口 E-mail：shoumei@sanitary-net.com **【TOTOのキッチン、洗面化粧台、浴室について】** ・TOTO キッチン・バス中小企業税制証明書問合せ窓口 E-mail：kb-keieikyoka@jp.toto.com
証明書	制度① 制度②	建物附属設備の便器や温水洗浄便座の「生産性向上要件証明書」が発行されたら、減税が受けられると考えてよいですか？	「生産性向上要件証明書」は、あくまでも、対象製品かどうかを示すもので、減税が受けられることをお約束するものではありません。（メーカーや工業会ではお答えできません）
証明書	制度① 制度②	「生産性向上要件証明書」は、同じ型番のものが複数台ある場合、台数分必要になりますか？	同じ型番（品番）のものが複数台であっても、１枚の「生産性向上要件証明書」で証明できます。
証明書	制度① 制度②	ユニットバスの場合、ドア勝手や架台違いで「生産性向上要件証明書」が別々に必要ですか？	同一の申請内において、同じシリーズ・同じサイズ・同じタイプの場合は、１枚の「生産性向上要件証明書」で証明できます。
証明書	制度① 制度②	「生産性向上要件証明書」を紛失した場合など、再発行してもらえますか？	改めて発行依頼をいただくことになります。